１０月広報事項①

【件名】
10 月は不正軽油防止強化月間です

【内容】
10 月は、不正軽油防止強化月間です。
不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、「大気汚染」「エンジントラブル」「不正競争」の原因にもなる犯罪行為です。
東京都では、不正軽油を一掃するため、調査の手掛かりを探しています。不正軽油に関する情報をお持ちの方は、不正軽油 110 番（**0120-231-793**）へご連絡ください。
また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。
詳しくは、東京都主税局課税部課税指導課（03-5388-2958）へお問い合わせください。

１０月広報事項②

【件名】
大法人の電子申告が義務化されました

【内容】
大法人が提出する令和２年４月１日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。
また東京都では、令和２年10月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更しています。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和２年４月１日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。
その概要について、以下のとおりお知らせします。

■　対象税目
法人事業税、特別法人事業税及び法人都民税

■　対象法人
大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。
（1）　事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
（2）　相互会社、投資法人及び特定目的会社

■　適用開始事業年度
令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■　対象申告書等
確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和２年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。
東京都主税局ホームページ　東京都主税局　検索

●電子申告の利用方法や利用手続について
eLTAX ホームページ　エルタックス　検索

●国税（法人税・消費税等）の電子申告義務化について
e-Tax ホームページ　イータックス　検索

１０月広報事項③

【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制　～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税･個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金１億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、３年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） ＊空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） ＊照明設備（ＬＥＤ照明器具、ＬＥＤ誘導灯器具） ＊小型ボイラー設備（小型ボイラー類） ＊再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減 免 額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の２分の１を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の２分の１が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和８年３月３０日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和７年１２月３１日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局　環境減税　検索　詳しい案内やＱ＆Ａも掲載しています。

【お問合せ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班

・主税局課税部法人課税指導課　（法人事業税班）　03-5388-2963

・主税局課税部課税指導課　　（個人事業税班）　03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）　03-5990-5091

１０月広報事項④

【件名】
自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく！
【内容】
自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9 月 28 日（火）に「自動車税（種別割）減免の更新手続きについて」をお送りしています。
自動車税の減免を継続するために必要な手続ですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して 11 月１日（月）までにご提出ください。
なお、ご提出のない場合は令和４年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。ご不明な点がございましたら、東京都自動車税コールセンター（０３－３５２５－４０６６）へお問い合わせください。

自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9 月 28 日（火）に「自動車税（種別割）減免の更新手続きについて」をお送りしています。
自動車税の減免を継続するために必要な手続ですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して 11 月１日（月）までにご提出ください。
なお、ご提出のない場合は令和４年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター　０３－３５２５－４０６６
平日　９時～１７時（土・日・休日、年末年始 12/29～1/3 を除く）

１０月広報事項⑤

【件名】

認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます

【内容】

令和４年３月 31 日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、新たに固定資産税が課税される年度から５年度分（３階建以上の耐火・準耐火建築物については７年度分）、当該住宅の固定資産税額（居住部分で１戸あたり床面積 120 ㎡相当分までを限度）の２分の１が減額されます。

減額の対象となる住宅の要件として、令和４年３月 31 日までの間に新築された住宅であること、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第 10 条第２号に規定する認定長期優良住宅であること、居住部分の床面積の割合が当該家屋の２分の１以上であること、１戸あたりの床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40 ㎡以上 280 ㎡以下）が必要です。

減額を受けるには申告が必要です。23 区内の住宅については、「固定資産税減額申告書」に必要事項をご記入の上、必要書類（認定通知書の写し等）とともに、住宅が新築された年の翌年（１月１日新築の場合はその年）の１月 31 日までに、当該住宅の所在する区にある都税事務所へ申告してください。

23 区外の住宅を新築した場合の手続は、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

① 令和４年３月 31 日までの間に新築された住宅であること

②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第 10 条第２号に規定する認定長期優良住宅であること

③居住部分の床面積の割合が当該家屋の２分の１以上であること

④１戸あたりの床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40 ㎡以上 280 ㎡以下）

減額される期間・税額

減額される期間　新たに固定資産税が課税される年度から５年度分（３階建以上の耐火・準耐火建築物については７年度分）

減額される税額　当該住宅の固定資産税額（居住部分で１戸あたり床面積 120 ㎡相当分までを限度）の２分の１が減額

減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（１月１日新築の場合はその年）の１月 31 日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23 区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

１０月広報事項⑥

【件名】

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

【内容】

令和４年３月 31 日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格（評価額）から 1,300 万円（価格が 1,300 万円未満である場合はその額）が控除されます。

この特例適用の対象となる住宅の要件として、令和４年３月 31 日までの間に取得した住宅であること、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第 10 条第２号に規定する認定長期優良住宅であること、１戸あたりの床面積が 50 ㎡以上 240 ㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40 ㎡以上 240 ㎡以下）が必要です。

認定長期優良住宅についての特例適用を受けるためには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から 1,300 万円（価格が 1,300 万円未満である場合はその額）が控除されます。

※　住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

特例の対象となる住宅　＊長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

① 令和４年３月３１日までの間に取得した住宅であること
（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）

② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第１０条第２号に規定する認定長期優良住宅であること

③ １戸あたりの床面積が５０㎡以上２４０㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、４０㎡以上２４０㎡以下）

【税額の算出方法】

住宅の価格　－　１，３００万円　＝　課税標準額

課税標準額　×　$\frac{3}{100}$（税率）　＝　税額

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都　主税局　検索

【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

１０月広報事項⑦

【件名】

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（２３区内）

【内容】

東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23 区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、令和３年度分の税額を２割減免します。

減免を受けるためには申請が必要です。申請期限は令和３年１２月２８日です。ただし、同一区内で前年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

また、こちらの申請については、東京共同電子申請・届出サービスを利用したインターネットでのお手続もできます。

詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

昨年度に引き続き、令和３年度も

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します

23 区内

減免対象　一画地における非住宅用地の面積が 400 ㎡以下であるもののうち 200 ㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が１億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減免割合　固定資産税・都市計画税の税額の２割

減免手続　減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和３年 12 月 28 日です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、10 月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※　同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※　こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

１０月広報事項⑧

【件名】

住宅建替え中も固定資産税・都市計画税（土地）の住宅用地の特例が継続されます（23 区内）

【内容】

毎年１月１日に住宅の敷地になっている土地（住宅用地）は、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例により、税負担が軽減されています。既存の住宅を取り壊し、１月１日に住宅を新築中の土地や建替え予定地は、原則として住宅用地の特例が適用されませんが、２３区内では所定の要件すべてに該当する場合は、申告により住宅用地の特例が継続して受けられます。

（令和４年度向け　該当要件）

① 令和３年１月１日現在、住宅用地であったこと

② 令和４年１月１日現在、住宅の新築工事に着手していること（令和４年１月１日までに住宅の新築について建築主事または指定確認検査機関が確認申請書を受領していることが確認でき、かつ、３月末日までに着工した場合も、同様に取り扱います。なお、事前審査のための確認申請書の提出は該当しません。）

③ 住宅の建替えが、令和３年１月１日における建替え前の住宅の敷地と、同一の敷地で行われていること

④ 住宅の建替えが、令和３年１月１日における建替え前の住宅の所有者と、同一の者により行われていること

※ 要件の詳細については、土地の所在する区にある都税事務所（土地班）までお問い合わせください。

住宅建替え中でも 固定資産税・都市計画税（土地）の 住宅用地の特例が受けられます！（２３区内）

毎年１月１日に住宅の敷地になっている土地（住宅用地）は、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例により、**税負担が軽減**されています。既存の住宅を取り壊し、１月１日に住宅を新築中の土地や建替え予定地は、原則として住宅用地の特例が適用されませんが、**２３区内**では所定の要件すべてに該当する場合は、**申告**により住宅用地の特例が継続して受けられます。

＜令和４年度向け該当要件＞

①令和３年１月１日現在、住宅用地であったこと
②令和４年１月１日現在、住宅の新築工事に着手していること
（令和４年 １ 月 １ 日までに住宅の新築について建築主事または指定確認検査機関が確認申請書を受領していることが確認でき、かつ、３月末日までに着工した場合も、同様に取り扱います。なお、事前審査のための確認申請書は該当しません。）
③住宅の建替えが、令和３年 １ 月 １ 日における建替え前の住宅の敷地と、同一の敷地で行われていること
④住宅の建替えが令和３年１月１日における建替え前の住宅の所有者と、同一の者により行われていること

＊要件の詳細については、土地が所在する区にある都税事務所（土地班）へお問い合わせください。

１０月広報事項⑨

【件名】

ｅＬＴＡＸ電子納税が大変便利です

【内容】

地方税共通納税システムでのｅＬＴＡＸ電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

また、令和３年１０月から都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割の納入が可能となります。

詳細はｅＬＴＡＸホームページをご確認ください。

https://www.eltax.lta.go.jp

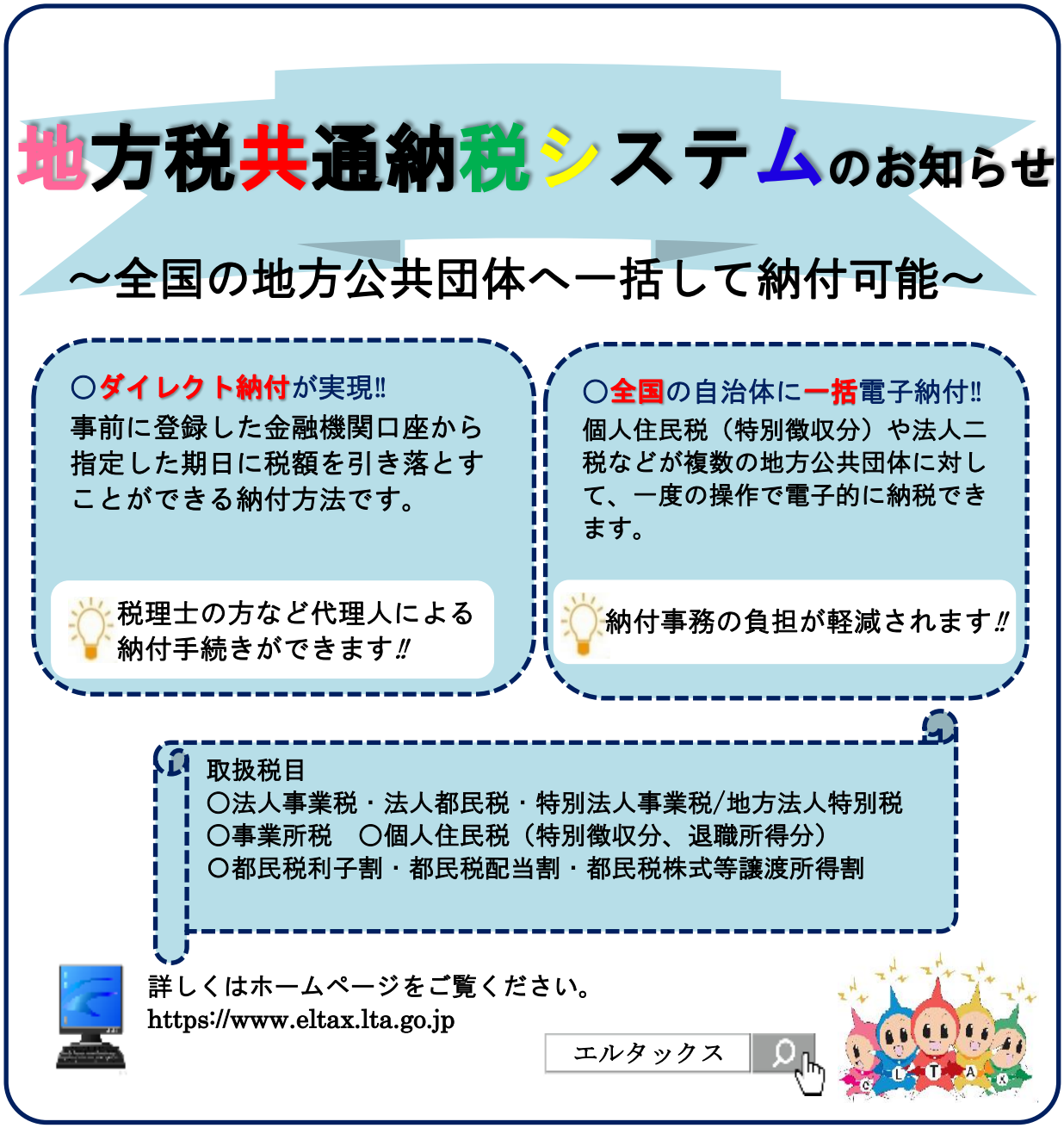

１０月広報事項⑩

【件名】
期間入札による公売（不動産等）のお知らせ
【内容】
東京都主税局では、１０月２１日（木）から１０月２８日（木）までの間、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。
なお、入札書は、郵送により受け付けます。
詳しくは、東京都主税局ホームページ内の〈公売情報〉をご覧ください。
（https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/index.html）
また、電話でのお問い合わせも受け付けています。
・主税局徴収部実施分：主税局徴収部機動整理課公売班　（03-5388-3027）
・都税事務所実施分：主税局徴収部徴収指導課徴収指導班（03-5388-3024）
・区市町村実施分：主税局徴収部個人都民税対策課　（03-5388-3039）

期間入札による公売（不動産等）のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。
なお、入札書は、郵送により受け付けます。

入札期間	令和3年10月21日(木)～令和3年10月28日(木)
公売物件	東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞、または都庁第一本庁舎23階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。
開札期日	令和3年11月1日（月）午前10時から
開札場所	各公売担当部署において開札を行います。
実施機関	主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村
お問合せ先	<主税局徴収部実施分> 主税局徴収部機動整理課公売班　03-5388-3027(直通) <都税事務所実施分> 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班　03-5388-3024(直通) <区市町村実施分> 主税局徴収部個人都民税対策課　03-5388-3039(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ〈公売情報〉 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/　東京都　公売　検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。
〈メールマガジンのご案内〉https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html　主税局　メルマガ　検索

１０月広報事項⑪

【件名】
都税がスマートフォン決済アプリで納付できます
【内容】
都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局ＨＰをご確認ください。
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16

都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。

- **いつでもどこでも**スマホで簡単に納付ができます。
- 納付書の**バーコードを読み取るだけ**で納付ができます。
- 手数料はかかりません。

納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、**納付書のバーコードを読み取る**ことにより納付することができます。

納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税・都市計画税（土地･家屋）、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び随時課税分

１枚あたりの合計金額が 30 万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。（※アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。）

利用できるアプリ （令和３年１０月１日時点）

au PAY　d払い　Jcoin　LINE Pay　PayB　PayPay　モバイルレジ

注意事項

■**領収証書は発行されません。**
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

■納付手続完了後に、**納付を取り消すことはできません。**

■事前に登録及びチャージをする必要があります。
※ＰａｙＢとモバイルレジについては、
お支払になる口座に納付金額をご準備ください。

■バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要の方は、納付の約１週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は　主税局　スマホ　検索

東京都主税局ホームページ

１０月広報事項⑫

【件名】

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

【内容】

法人二税・事業所税の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）について、令和３年10月以降送付分から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和３年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。
なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時　期　**令和３年１０月送付分から**

対象者　**電子申告利用事業者**
（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点　**申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。**
（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

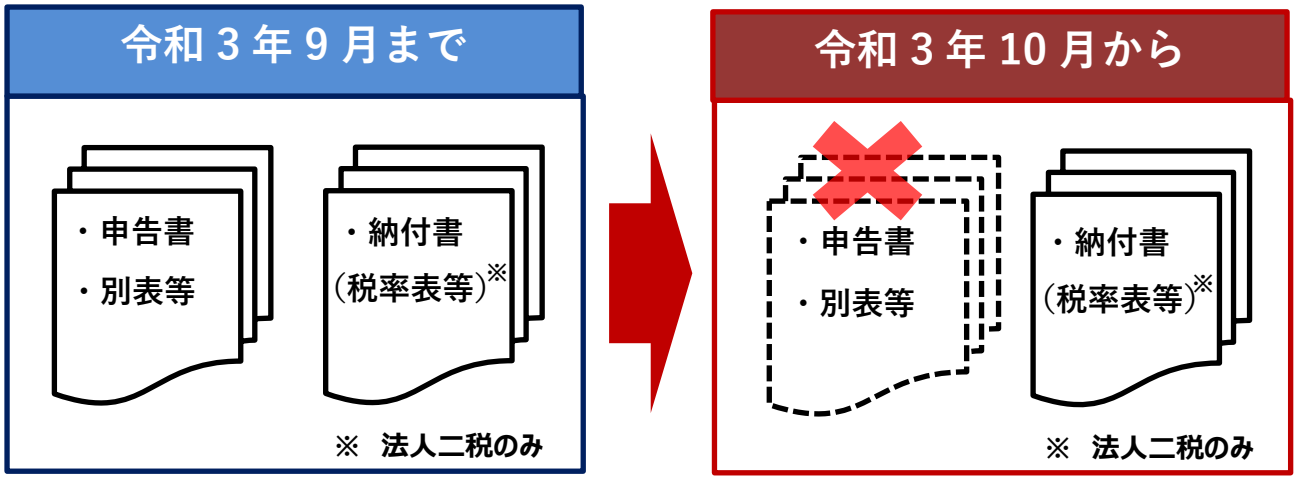

●申告書、別表は東京都主税局ホームページ（https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html）からダウンロードできます。
●電子申告利用の手続については、eLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

【お問合せ先】
（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班
（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

１０月広報事項⑬

【件名】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長について

【内容】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置の拡充・延長について

【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

軽減措置の対象

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となります。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が１４年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均１％以上向上しているものであること

適用期間

令和２年４月 30 日から令和５年３月 31 日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

０以上２分の１以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。
※東京都（23 区）は特例割合ゼロです。

申告方法

東京都主税局ＨＰをご覧ください。
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_revo.html

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各特別区へお問い合わせください。

詳しくは、主税局ＨＰをご覧ください。
【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

主税局　コロナ　生産性革命　検索

１０月広報事項⑭

【件名】
新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、来所不要な手続をご利用ください。
【内容】
　主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。
郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、来所不要な手続をご利用ください

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。
郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

◆　来所不要な手続の例

申　告
- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

証明申請
- ✓ 郵送
  〒１１２－８７８７
  東京都文京区春日１－１６－２１
  都税証明郵送受付センター

納　付
- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
  ・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

申請･届出
- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請
  届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

◆　来所される場合は ...

▼ マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。
▼ 発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。
混雑を避けるため、事前にチェックを！！

※ 各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

都税事務所　混雑緩和　検索

１０月広報事項⑮

【件名】
宿泊税の課税を再開しました
【内容】
東京都では、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴い、令和３年９月３０日まで宿泊税の課税を停止しておりましたが、令和３年１０月１日より宿泊税の課税を再開しました。

宿泊税の課税再開についてのお知らせ

東京都では、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴い、令和３年９月３０日まで宿泊税の課税を停止しておりましたが、令和３年１０月１日より宿泊税の課税を再開しました。

［宿泊税の課税停止の概要］

課税停止する期間	令和２年７月１日から令和３年９月 30 日まで
対象者	都内の旅館・ホテルの全ての宿泊者

（参考）

1　宿泊税とは

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成 14 年 10 月から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられています。

2　宿泊税の仕組み

- 納める方は、都内の旅館・ホテルに宿泊する方
- 納める額は、宿泊数×税率

宿泊料金（1 人 1 泊）	税率
10,000 円以上　15,000 円未満	100 円
15,000 円以上	200 円

※宿泊料金が 1 人 1 泊 10,000 円未満の宿泊には課税されません。
※宿泊料金とは、食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

- 納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が宿泊者から税金を預かり、1 か月分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所等へ申告して納めます。旅館・ホテルとは、旅館業法第 3 条第 1 項の営業許可を「旅館・ホテル営業」で受けたものをいいます。

【問合せ先】

〇千代田都税事務所事業税課個人事業税班（宿泊税担当）　電話（03)3252-7141（代表）
〇東京都主税局課税部課税指導課個人事業税班（宿泊税担当）　電話（03)5388-2956（直通）